

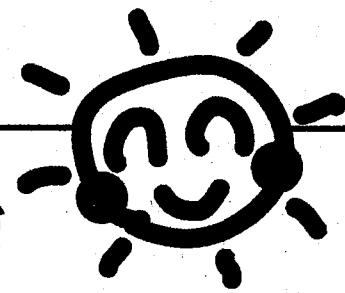
姫路市医師会

ほうもん かんご

訪問看護ステーションだより

居宅介護支援事業所

姫路市医師会訪問看護ステーション 姫路市西今宿三丁目7番21号 TEL079-295-3377



No.021 2006.10発行



萩の花 尾花葛花などしこが花 をみなへし また藤袴朝顔が花

山上憶良が万葉集に歌った秋の七草です。季節はいつの間にか秋に変わっていました。

月の光は輝きを増し、風はやさしい香りがします。たしか今年の夏は記録的な暑さだったように思いますが、つい少し前のそんな事も記憶から遠ざかっています。時は容赦なく走り去っていきます。

大切なあの一日は、過去の中に消えていってしまうのでしょうか。いえいえ、身体の一部になって、今の自分を創っているのでしょうか。秋の夜長、何をしてすごしましょうか。

ばんやりしてる間に冬将軍が出陣準備をしていそうですね。



どうなる介護保険

姫路の第三者評価機構の理事にご意見を伺いました

迷走する介護保険

(特) 姫路市介護サービス第三者評価機構 理事長 田中 洋三

本年4月の介護保険の改正は、その内容よりも国の手際の悪さをまざまざと見せつけられ、暗鬱な気分で様々な事を考えさせられます。

社会的入院解消に代表されるように医療費抑制が一つの目的で始まり、厚労省自らが、走りながら考えると心情を吐露した介護保険ですが、今回鳴り物入りで登場した「介護予防」も目に余る迷走ぶりを見せています。療養型や精神科のベッドを大幅に削減し、医療保険を介護保険に付け替えたり、在宅療養を拡大させようとの国の意図が見て取れますが、その準備や実施は強引で拙速になることが大いに予想されます。重度化する介護を支える人材育成や事業所の成長・体力作りはまだ不十分でしょう。そのような経験の中で「御上」に頼るシステムは変わりつつあることを実感しています。

小さな政府を目指し、経済の面でも、責任の面でも国が軽さを望む限り、自治体の施策が成熟する必要があります。高齢者介護の世界は介護保険施行以後、「福祉」はその言葉すら消え「介護サービス」に置き換わっています。介護保険課が介護保険の運用に終始するだけでなく、姫路の高齢者が安心して生活できる施策を展開するために、行政と医療・介護の現場との強い連携を実現させる場を設定する必要があります。

第三者評価の活動は行政と医師会・事業者に市民を加えて全国に先駆けた協働のシステムを作りました。厳しい条件の時こそ上意下達のシステムでなく、施策立案の課程を共有することでポジティブに振る舞えます。姫路市での現場と行政の新しいつなぎ役にご支援をお願いします。

ケアマネ日記 ……姫路市医師会居宅介護支援事業所での事例

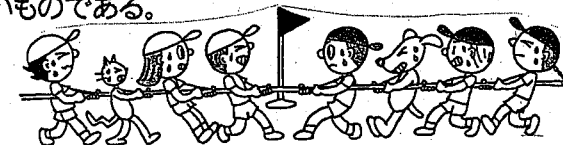


「息子の運動会に行きたい」これって介護保険適応？不適応？

45歳の女性Eさん。要介護3。主人と小6の息子の三人家族。近隣に身内なく、近所付き合いも希薄な新興住宅地。脳血管障害により左半身の完全麻痺となり車椅子生活を余儀なくされている。それ以前より両股関節脱臼もあったため、立位も自力では不可能。今は一日4回のヘルパー訪問による身体、生活援助・ベッレンタル・訪問リハビリのサービスを利用している。二月の退院後外出介助は夫が行っている。夫は働き盛りの50代で、最近疲れが見受けられるようになってきた。

小学校の運動会が近づいたある日、「夫一人の介助で運動会に行くのは不安。誰かについて来てもらえないだろうか」と相談があった。生きるために必要な外出には介護保険が使えるが、生活に潤いを与える為の外出には介護保険は使えない事を説明し、自費のサービス利用を勧めた。しかし、経済面から考えて二の足を踏んでしまう様子。では、ボランティアを探して見ましょう。と言ったものの、介護保険開始後のボランティア活動はかなりの縮小がみられる。まして、車椅子介助となると技術も必要とされるため、なかなか見つからなかった。なんとか、社協の協力で、運動会そして今後の行事参加への外出介助をしてくださるボランティアグループが幸運にも見つかったのである。

生活に潤いを与えるための外出は、基本的には家族介助だと考えるが、療養生活が長くなればなるほど、家族だけではまかなえない部分が多くなっていく。また、家族だけに頼ることで、生活が閉鎖的になる可能性も高くなる。今の施策では、介護保険に適応しない外出介助は家族とボランティアに頼るしか方法がないのだろうか。いつでも障害者が外出できるという世の中になって欲しいものである。



CM MASA

混乱しやすいヘルパーさんの業務

外出介助……通院介助が基本。(但し、病院内の付き添いは本来病院スタッフが行うものである為時間の中抜きを行う)

利用を希望する施設、デイサービスの見学、選挙、本人確認が必要な場合の銀行への外出介助は可能。

ヘルパーさんに車椅子を押してもらっての散歩というのは認められていません。

身体介護……依頼できない内容で、褥創のガーゼ交換、吸引、軟膏の塗布、摘便、在宅酸素の流量を変える(指示があっても)、点眼、座薬挿入、経管栄養をつなぐ等は医療行為になるので行えません。

75歳以上が人口の1割、高齢社会一段と進行

「敬老の日」を前に総務省が17日に発表した推計人口(15日現在)によると、65歳以上の高齢者は前年比83万人増の2640万人で、総人口に占める割合も同0.7ポイント増の20.7%となり、いずれも過去最高を更新した。このうち75歳以上の後期高齢者は、同54万人増の1208万人に増え、総人口の9.5%に達した。前期高齢者(65~74歳)は、同29万人増の1432万人だった。高齢者人口が増え続ける中、近年は、前期高齢者の増加を上回るペースで後期高齢者が増えている。総人口に占める割合を、10年前の1996年と今年で比較すると、前期高齢者は9.2%から11.2%に2.0ポイント上昇したが、後期高齢者は5.9%から9.5%へと、3.6ポイントも伸びており、高齢社会が一段と進行していることを印象づけている。(読売新聞) - 9月18日

そろそろ、65才以上を高齢者とすることが問題となってきそうですね

